

企画競争説明書

業務名称：モザンビーク国ナカラ緊急発電所整備計画準備調査

案件番号：190010

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年2月27日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年2月27日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：モザンビーク国ナカラ緊急発電所整備計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年4月中旬～2019年11月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2019年3月6日（水） 12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年3月11日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年3月15日（金） 12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積化に伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
 - 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
 - 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
 - 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) MZN 1 = 1.776550 円
 - b) US\$ 1 = 109.341000 円
 - c) EUR 1 = 125.104000 円
- 5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／火力発電設備
- b) 火力発電運用計画/燃料計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 2.97 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年4月15日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。
なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）
案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- キ、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク、その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
 - （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
 - （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consu_g/index_since_201404.html）

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：火力発電に係るO/D, B/D, D/D, S/V

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（総括／火力発電設備）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：火力発電設備に係るO/D, B/D, D/D, S/V

b) 対象国又は同類似地域：モザンビーク 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 火力発電運用計画/燃料計画】

a) 類似業務の経験：火力発電運用計画/燃料計画に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：モザンビーク 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人員の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表
モザンビーク国ナカラ緊急発電所整備計画準備調査

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／火力発電設備	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：火力発電運用計画/燃料計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

モザンビークの電力系統は、南部系統と中・北部系統の2系統に分かれており、2016年の中・北部州の電化率は約17.4%と南部州（約56.3%）に比べて著しく低い状況にある。中・北部系統の中でも、天然資源や農業開発のポテンシャルを有するナカラ回廊地域（北部5州）の電力需要は、最大電力需要で2011年の160MWから、2021年には1,000MWへ急増することが見込まれている。一方で、国内発電設備としては、独立系発電事業体（IPP：Independent Power Producer）が運営するカオラバッサ水力発電所（出力2,075MW）を有するものの、主に南アフリカ共和国の需要に対応するものであり、モザンビーク国内への供給は南部系統への供給も含めて500MWにとどまっている。中・北部系統でも、政府やIPPによる電源開発が将来的に計画されてはいるものの、特に同系統の北東部に位置するナンプラ州及びカーボデルガード州を中心とした電力需要地では需要の伸びに供給が追いつかず、モザンビーク電力公社（EDM）は民間企業からバージ船（設備容量110MW、重油燃料）をリースした上で、日本政府からの無償資金協力（経済社会開発計画）による発電用燃料等の供与により、電力を供給してきた。しかしながら、同供与も終了時期を迎える後、従前の運用を行うことはモザンビーク政府にとって大きな経済的負担となることが見込まれる。中・北部系統における短期的な電源確保の課題は、JICAが実施した開発計画調査型技術協力「電力マスタープラン策定プロジェクト」（2016～2018年）においても指摘されている。

一方、JICAはナンプラ州の州都であるナンプラ市以東の脆弱な送配電網への対応として無償資金協力「ナカラ回廊送変電網強化計画」（2015年G/A署名）を実施中であり、更に、より包括的な対応として、発電施設や送配電網の整備を対象とした有償資金協力を念頭に「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」（2015～2017年）を実施したが、モザンビーク政府の非開示債務問題により実現に至っていない。

このような状況下、モザンビーク政府は中・北部系統における電力の安定供給を目的とし、「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」において提案された設備のうち、発電施設部分について独立した事業とし、仕様を簡素化した形での無償資金協力を日本国政府へ要請した。これを踏まえ、JICAは関連情報を収集し、本業務を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

2. 事業の概要

(1) 事業目的

本事業は、ナカラ地域において発電施設を整備することにより、北部系統への電力供給の向上・安定を図り、もって当該地域の地域住民の生活向上及び経済活動の促進に寄与するもの。

(2) 事業内容

現時点で想定されるコンポーネントは次の通り。

- 1) ナカラ地域における30-40MW級発電施設及び付帯設備の整備
- 2) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、調達監理等）の実施

(3) 対象地域
ナンプラ州ナカラ市

(4) 実施機関
モザンビーク電力公社 (EDM : Electricidade de Moçambique, E.P.)

- (5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動
- 1) 電力セクター情報収集・確認調査
 - 2) ナカラ回廊送変電網強化計画（無償資金協力）
 - 3) ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査
 - 4) 電力マスターplan策定プロジェクト

3. 業務の目的

本業務は、無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模について概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項及び既存施設の適切な運用計画などを提案することを目的に実施される。

4. 業務の範囲

本業務は、モザンビーク政府から要請のあった「ナカラ緊急発電所整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがモザンビーク側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分 JICAと協議すること。

なお、特に以下の3つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議に参加し、内容を確認すること。

- 1) 現地調査派遣前
現地調査実施にあたっての対処方針を確認・協議する。
- 2) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

（3）既存調査結果等の有効活用

JICAによる「モザンビーク国電力セクター情報収集・確認調査」、「モザンビーク国南部ガス火力発電所整備事業準備調査」、「ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査」、「北部電源開発計画策定支援」、「電力マスター・プラン策定プロジェクト」、「カイアーナカラ基幹送電線事業形成促進（有償勘定技術支援）」等の既存の調査結果を十分に活用することとする。

また、JICAが実施した「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」その他関連の調査の進捗を十分に踏まえ、調査の効率化を図ること。「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」では本事業を円借款による協力を念頭に調査を実施しており、調査結果の大部分が活用可能であるため十分内容を確認すること。

（5）電力需給予測と潮流解析

「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」において北部系統の潮流解析及び需給予測を実施し、向こう10年程度の北部系統について重点的に分析されているため、その結果を有効に活用しつつ、バージ船契約等の状況を踏まえ確認すること。

（6）環境社会配慮

モザンビークのEIA（Environmental Impact Assessment）規定によると、発電所、整備を含む事業は、EIAレベルの調査および環境管理計画の作成が要求されており、本件も該当する可能性が高いため、本調査の結果が同計画の作成に活用できるよう配慮する。また、モザンビーク北部地域では、開発事業が社会・環境に与える影響に関し、市民社会が高い関心を有しているところ、この点に十分配慮した丁寧な調査・検討を行うこと。ただし「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」においてEIAレベルの調査及び環境管理計画の作成に活用できるレベルの調査を実施していることから、その調査結果を十分に活用すること。更に追加で調査すべき事項がある場合はプロポーザルに記載すること。その際、追加調査の実施は現地再委託を認める。

なお、本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公開）（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリーBを想定している。

（7）発電設備の容量の検討

本事業の対象コンポーネントについて、事業効果や将来的なガス資源へのアクセスといった既存計画との整合性の観点から本調査において発電設備の仕様、特に容量の妥当性を確認する。EDMは早期建設を求めていること、また将来的にナカラ地域でより高容量の発電設備が整備された後には本事業で整備される施設を他の場所へ移設する可能性もあること、また、緊急性に鑑みた工期の短縮を図るため、本事業では移設可能な発電設備の導入を念頭としている。また、その据付工事が発生する場合も、

限定的なものと見込んでいる。

(8) 運営・維持管理能力の確認、技術支援の検討

整備・新設される発電施設の電力公社による運営・維持管理のための予算措置（人件費含む）及び施設のメンテナンス体制について調査で確認する。その上で、電力公社が直面する運営・維持管理上の課題を把握し、提言を行うとともに、事業計画に反映する。また、ソフトコンポーネントの要否・内容を検討する。これらは「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」でも検討されているため、その結果を有効に活用すること。

(9) 運用計画

上記（8）に関連し、本件は移設可能な緊急電源との位置づけであることから、以下について、20年程度を目途とした計画を策定すること。

- 1) 具体的な活用／運用計画：設置対象とする地域／地点（発電所、変電所等）、運転時間等を含む。
- 2) 燃料調達計画：モザンビーク政府が検討中である LNG 導入計画や各種関連した税の免税措置の可能性も踏まえ複数の調達シナリオを検討の上、計画を策定すること。
- 3) 運搬／設置／運用についての留意事項。

6. 業務の内容

上記「5. 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。但し、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」では本事業を円借款による協力を念頭に調査を実施しており、調査結果の大部分をそのまま活用可能であるため、それを踏まえて本業務を実施すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成、説明及び協議

1) 関連資料・情報の収集・分析

調査報告書等の関連資料・情報や関連データを整理・分析・検討し調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で収集する必要がある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップする。

2) インセプション・レポートの作成、説明及び協議

要請書および関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。この作業を踏まえて、インセプション・レポートおよび質問票の案を作成し、派遣前会議等で JICA に説明の上、最終化する。

その上で、JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(2) 電力セクター概要及び今後の計画の確認

1) モザンビークの電力セクター概要の確認

既存の資料や、過去に実施された調査、本業務での現地調査を通じ、モザンビークの電力セクター概況を確認する。

① 関連開発政策の確認

ア 電力政策の状況について

イ 本事業の政策上の位置づけについて

② 電力セクターの現状と課題の確認

ア 電力需給状況について

イ 発電設備、送配電系統設備及びそれらの技術基準・標準設計について

③ 他ドナー（新興国を含む）及び民間事業によるものを含む電力セクターの今後の計画の確認

ア 電力需給の予測について

イ 発電設備、送配電系統設備について。特に北部系統においてノルウェー及びフランスがそれぞれ約 40MW の太陽光発電所の建設を実施中あるいは計画中であることから、本事業への影響も含め確認すること。

2) ナカラ回廊地域ナンプラ市以東の電力需要地の電力系統設備の現状及び今後の計画の確認

既存の資料や現地調査を通し、ナカラ回廊地域ナンプラ市以東の電力需要地の電力系統設備の現状及び今後の計画の確認を行う。

① 電力需給の現状及び予測分析

② 電力供給設備の現状の確認

ア 発電設備について

イ 送電系統設備（送電線路、変電所、移動用変圧器等）について

ウ 配電系統設備（配電用変電所、配電線路、工事車両等）について

③ 電力供給設備の今後の計画の確認

ア 発電設備について（将来的な自国産燃料の調達スケジュールを踏まえ、燃料調達・輸送コスト、維持管理費用を含めた発電コストの検討を行うこと。）

イ 送電系統設備（送電線路、変電所、移動用変圧器等）について

ウ 配電系統設備（配電用変電所、配電線路、工事車両等）について

④ EDM の概要の確認（組織面、財務面、技術面）

⑤ その他関連諸機関の組織概要の確認

(3) サイト状況（自然条件等）調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイト（実施機関の管理地）において、自然条件を確認し、施設計画、施工計画に反映させる。なお、現地踏査を行う場合は現地再委託にて実施することを認める。

(4) 事業の実施体制の確認

1) 実施機関の事業実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力および財務状況等を調査する。

2) 既存発電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、

整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。

3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(5) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。系統解析のレビュー等を通じ、本事業の結果、送電網に悪影響を及ぼさないことを検証する。

2) 基本設計（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

【機材計画】

- ・ 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- ・ 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。
- ・ 対象地域に存在するバージ船のリース契約期間等を確認し、本事業の引渡し以降もバージ船の運転が行われる場合は、昇圧変電設備の要否等を含め、必要に応じて計画への反映、若しくは先方への提言を行う。
- ・ 対象地域において水供給量が不安定であることを考慮した機材を計画する。

3) 概略設計図

4) 施工・据付計画

- ・ 施工・据付方針
- ・ 施工・据付上の留意事項
- ・ 施工・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

(6) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものとしなければならない。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

設計・積算については、入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算に当たっては、上記マニュアルの機材編を参考すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ. 工事量変動にかかるリスク

ウ. 自然条件に係るリスク（洪水等）

エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ. 治安状況にかかるリスク

(7) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

(8) 対象候補コンポーネントの優先順位づけ

対象コンポーネント、特に設備容量について、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにモザンビーク側との調整を行う。

ア. 各地域における需要予測の再確認と各コンポーネントの裨益効果

イ. 他援助国・援助機関（世銀、ベルギー、EU、アフリカ開発銀行）による支援計画との整合性

ウ. 各コンポーネントの事業費

エ. 必要な許認可と所要期間の確認

オ. 系統安定化への貢献度

(9) 想定される事業リスクの検討及び環境社会配慮

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ① 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ② JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ③ 関係機関の役割
- 3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- 4) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- 5) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

また非自発的住民移転が発生する場合、JICA 環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成支援を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の通り。また、簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA に提出する。

- ・ 用地取得・住民移転の必要性
- ・ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ・ 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果
- ・ 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- ・ 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ・ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ・ 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- ・ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
- ・ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ・ 費用と財源
- ・ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ・ 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(10) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標の候補として、①最大出力(MW)、②設備利用率(%)、③稼働率(%)、④発電端熱効率(%)、⑤所内率(%)、⑥原因別の停止時間(時間／年)(人員ミス、機械故障、計画停止等)、⑦送電端発電量(GWh／年)、⑧CO₂削減量等を想定している。但し、モザンビーク側の財務状況等、必要な前提条件がある場合は、その旨記載する。

(11) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取りまとめ、その内容についてJICAと協議する。

(12) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をモザンビーク国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(13) 準備調査報告書等の作成

モザンビーク国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(10)を成果品とする。また、協議に必要な部数(簡易製本等)は別途用意すること。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| (1) 業務計画書 | : データ提出 |
| (2) インセプション・レポート | : データ提出 |
| | : データ提出 |
| (3) 現地調査結果概要 | : データ提出 |
| (4) 準備調査報告書(案)(要約含) | : データ提出
: データ提出 |
| (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文1部 |
| (6) 機材仕様書 | : 和文2部及び英文1部、データ提出 |
| (7) 概要資料
(※設計図及び完成予想図を含む) | : データ提出 |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文(製本版)5部及びCD-R1枚 |

(※設計図及び完成予想図を含む) : 英文(製本版) 8部及びCD-R 5枚
: 和文(先行公開版) CD-R 1枚

(9) デジタル画像集 : CD-R 1枚(デジタル画像40枚程度)

(10) 進捗報告書初版 : データ提出

(11) 免税情報シート : データ提出

(12) 会議議事録 : データ提出(各会議から2営業日以内)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については2016年4月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」の機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月改訂版)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文: 製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文: 簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(最新版)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

2019年4月中旬より国内事前準備を開始し、4月下旬より第1回現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、同年8月下旬頃に第2回現地調査（概略設計概要説明）を実施することを想定する。同年10月までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

業務内容を考慮のうえ、より適切な工程計画がある場合、プロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 9.78 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合は、その理由と共にプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任/火力発電設備 (2号)
- 2) 火力発電運用計画/燃料計画 (3号)
- 3) 電力需要予測/系統解析
- 4) 變電/系統保護
- 5) 機材計画/施工計画
- 6) 環境社会配慮/ジェンダー主流化
- 7) 調達計画/積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- 1) モザンビーク国「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」ファイナルレポート（抜粋）
- 2) モザンビーク国「電力マスターplan策定プロジェクト」ファイナルレポート
- 3) EIA レポート案 (EDM 作成、ポルトガル語)
- 4) 環境社会配慮カタゴリーB 案件報告書執筆執務要領

なお、配布資料を希望される方は産業開発・公共政策部 資源エネルギーグループ (ilgne@jica.go.jp) にご連絡ください。

(2) 参考資料

- 1) 「モザンビーク国電力マスターplan策定プロジェクト」
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000037039>
- 2) 「モザンビーク国ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査」

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020547>

- 3) 「電力セクター情報収集・確認調査」報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005131.html>

4. JICA からの参加団員

第1次および第2次現地調査には JICA から総括と計画管理の調査団参加を予定している（各1週間程度を目途）。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

(1) 第1次現地調査

相手国関係機関との協議および現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。なお、JICA からの参団は、第1次現地調査の開始時期を想定している。

(2) 第2次現地調査

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用資器材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦または第三国から携行するコンサルタント所有の資器材のうち、コンサルタントが本邦または第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取るように留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(6) 本体事業からの排除

本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び資機材の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込み。

なお、無償資金協力調達ガイドライン（2016年1月）の規定により、本件受注コンサルタントとの間で同ガイドライン Chapter 2, Section 1.08 に定める要件に当たる資本、人的関係、もしくは契約上の関係を有する法人も設計・施工監理契約以外の役務及び資機材の調達から排除される。

以 上

